

株 主 各 位

東京都中央区銀座二丁目15番2号
ネットイヤーグループ株式会社
代表取締役社長 石 黒 不二代

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただくか、当社の指定する議決権行使サイトにおいて賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成27年6月24日（水曜日）午後6時までには到着するよう議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送(書面)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「議決権行使等についてのご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町2-1-1
マンダリン オリエンタル 東京
3階 「リンドルーム」
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項

報告事項

1. 第16期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.netyear.net>）に掲載させていただきます。

## 【議決権行使等についてのご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）  
※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月24日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

#### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容

を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、金融緩和の影響により企業業績の回復が見られる一方、消費税増税による個人消費の伸び悩みが見られ、先行きが不透明な状況にありました。

当社グループが属するインターネット関連市場は堅調に成長しており、2014年のインターネット広告費は、スマートフォン市場の成長等を背景に前年比12.1%増の1兆519億円と増加しております(株式会社電通「2014年(平成26年)日本の広告費」)。加えて、小売業を中心にWebサイトやソーシャルメディア、店舗等のすべての消費者接点や物流を見直す「オムニチャネル戦略」や、ソーシャルメディアを用いて消費者と企業が共同で製品やサービスを作り上げる「共創マーケティング」といった新しい概念が大企業を中心に浸透しはじめ、当社事業機会の創出につながっております。また企業の情報基盤をクラウド化する動きも引き続き拡大し、2014年の国内パブリッククラウドサービス市場規模は前年比31.2%増の1,707億円と推定されております(IDC Japan株式会社調べ)。

このような環境の下、当社グループは、売上の主力となるデジタルマーケティング関連の受託制作においてオムニチャネル関連の大型案件を受注し、大幅に売上拡大を行うことができました。加えて、オムニチャネル戦略を実行するマーケティングプラットフォーム“Salesforce Marketing Cloud”の代理店契約を締結し、当社が持つオムニチャネルに対する知見を生かし、ビジネスを拡大する体制を作ってまいりました。

また、今後成長が見込まれる共創マーケティング分野におきましては、グループ会社である株式会社トライバルメディアハウスが開発した共創マーケティングプラットフォーム“cocosquare”を中心にプロジェクト受注をしてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高7,239百万円(前連結会計年度比35.3%増)、営業利益442百万円(前連結会計年度比134.8%増)、経常利益446百万円(前連結会計年度比133.9%増)となりました。当期純利益に関しましては、当社連結子会社である株式会社日本技芸に係るのれんの減損損失を187百万円計上し、また法人税、住民税及び事業税を181百万円計上したこと等から73百万円(前連結会計年度比25.1%増)となりました。

- ② 設備投資の状況  
当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は18百万円です。その主なものは、セキュリティシステムの構築費用6百万円、パーソナルコンピュータの購入6百万円等、有形固定資産への設備投資額14百万円であります。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
当社は、平成26年4月1日付で、当社の100%連結子会社であったネットイヤーゼロ株式会社を吸収合併いたしました。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 13 期<br>(平成24年 3月期) | 第 14 期<br>(平成25年 3月期) | 第 15 期<br>(平成26年 3月期) | 第 16 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年 3月期) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高(千円)       | 4,022,466             | 4,354,672             | 5,352,177             | 7,239,355                          |
| 当 期 純 利 益(千円)   | 64,342                | 89,792                | 59,118                | 73,983                             |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 9.72                  | 13.49                 | 8.77                  | 10.81                              |
| 総 資 産(千円)       | 2,448,622             | 2,455,136             | 3,143,253             | 3,352,986                          |
| 純 資 産(千円)       | 1,774,982             | 1,844,847             | 1,909,249             | 1,972,825                          |
| 1 株当たり純資産額 (円)  | 265.84                | 276.10                | 279.00                | 285.90                             |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
2. 当社は平成24年11月20日開催の取締役会決議に基づき、平成25年1月1日付で株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、当該株式分割が第13期の期首時点で行われていたものと仮定して算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 13 期<br>(平成24年 3月期) | 第 14 期<br>(平成25年 3月期) | 第 15 期<br>(平成26年 3月期) | 第 16 期<br>(当事業年度)<br>(平成27年 3月期) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(千円)       | 3,470,048             | 3,348,796             | 4,083,026             | 5,772,360                        |
| 当 期 純 利 益(千円)   | 18,718                | 80,164                | 61,718                | 30,405                           |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 2.83                  | 12.04                 | 9.15                  | 4.44                             |
| 総 資 産(千円)       | 2,324,943             | 2,243,832             | 2,793,050             | 2,918,805                        |
| 純 資 産(千円)       | 1,660,530             | 1,719,148             | 1,783,123             | 1,799,759                        |
| 1 株当たり純資産額 (円)  | 249.44                | 258.25                | 261.93                | 262.60                           |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
2. 当社は平成24年11月20日開催の取締役会決議に基づき、平成25年1月1日付で株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、当該株式分割が第13期の期首時点で行われていたものと仮定して算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名            | 資 本 金  | 当 社 の<br>議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容          |
|------------------|--------|--------------------|------------------------|
| ネットイヤークラフト株式会社   | 20百万円  | 100.0%             | ウェブサイトの制作・運用           |
| 株式会社トライバルメディアハウス | 37百万円  | 92.5%              | ソーシャルメディアマーケティング<br>支援 |
| 株 式 会 社 日 本 技 芸  | 135百万円 | 51.0%              | クラウドアプリケーションの開発・<br>販売 |

#### ③ 重要な関連会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、拡大する市場環境へ対応し、さらなる成長を遂げるため、以下の主要課題に取り組んでまいります。

#### ① 人材採用と育成

当社グループの売上の多くを占める受託ビジネスは、顧客企業にサービスを提供することで成立しており、その収益は人材の質と量に大きく依存しております。広報活動による情報発信、先進的な事例や実績等を通じ業界内外におけるプレゼンスを向上することで、優秀な人材が当社グループに対して魅力を感じるようにするとともに、人材が最大限に能力を発揮できるような勤務形態の改革や職場環境作りを通じたモチベーションマネジメント、教育などを通じ、中長期的な持続的成長を目指してまいります。



## ② プロダクトビジネスの強化

現在の当社グループの収益モデルは労働集約型の受託ビジネスが中心であり、収益の多様化及び収益率の改善は、中長期的に取り組むべき重要な課題と考えております。当社グループでは、ソーシャルメディア、クラウド分野における新しいサービス、プロダクトの開発を進め、資本集約型ビジネスの強化に積極的に取り組んでまいります。

## ③ グループ経営の強化

当社グループは当社及び全子会社が協調し、顧客企業に対して課題やニーズに合わせた最適のソリューションを提供しております。グループ各社の専門的なサービスやノウハウをそれぞれ強化し、さらにグループ間で共有・活用を深めることにより、当社グループ全体としてのシナジーの最大化を図ってまいります。また、当社グループは、間接部門の機能や社内システムをグループ内で共通化し、間接コストの増加を抑制しており、今後も引き続き、コスト面も含めてグループ経営の最大効果を追求してまいります。

## (5) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

| 事業内容       | サービス内容                                        |
|------------|-----------------------------------------------|
| S I P S 事業 | 顧客企業に対して、インターネットを中核に据えた新規事業開発やマーケティング戦略の提案・実践 |

## (6) 主要な営業所 (平成27年3月31日現在)

|       |                                 |        |
|-------|---------------------------------|--------|
| 当 社   | 本 社                             | 東京都中央区 |
| 子 会 社 | ネ ッ ト イ ヤ ー ク ラ フ ト 株 式 会 社     | 東京都中央区 |
|       | 株 式 会 社 ト ラ イ バ ル メ デ ィ ア ハ ウ ス | 東京都中央区 |
|       | 株 式 会 社 日 本 技 芸                 | 東京都中央区 |

## (7) 使用人の状況 (平成27年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数       | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|-------------|
| 330 (35) 名 | 21名増 (10名増) |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて、21名増加したのは、事業拡張に伴う採用によるものです。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 180名 | 21名増      | 36.5歳 | 4.2年   |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は、その総数が使用人数の100分の10未満であるため記載しておりません。  
2. 使用人数が前事業年度末と比べて、21名増加したのは、事業拡張に伴う採用によるものであります。

## (8) 主要な借入先の状況 (平成27年3月31日現在)

| 借入先        | 借入額    |
|------------|--------|
| 株式会社りそな銀行  | 136百万円 |
| 株式会社みずほ銀行  | 88百万円  |
| 株式会社三井住友銀行 | 40百万円  |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成26年7月7日付で、本店所在地を東京都港区より東京都中央区に変更いたしました。また、これに併せ、全子会社の本店所在地も同所に変更いたしました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (平成27年3月31日現在)

- |               |                         |
|---------------|-------------------------|
| ① 発行可能株式総数    | 18,434,200株             |
| ② 発行済株式の総数    | 6,853,800株 (自己株式66株を含む) |
| ③ 株主数         | 6,802名                  |
| ④ 大株主 (上位10名) |                         |

| 株 主 名                                      | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------|------------|---------|
| T I S 株 式 会 社                              | 2,130,200株 | 31.08%  |
| 石 黒 不 二 代                                  | 455,500株   | 6.64%   |
| s a l e s f o r c e . c o m , I n c .      | 212,694株   | 3.10%   |
| 佐 々 木 裕 彦                                  | 96,500株    | 1.40%   |
| 篠 塚 良 夫                                    | 74,100株    | 1.08%   |
| 大 島 正 稔                                    | 64,900株    | 0.94%   |
| 松 井 証 券 株 式 会 社                            | 50,300株    | 0.73%   |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 49,100株    | 0.71%   |
| THE MICHELANGELO FUND L. L. C              | 38,400株    | 0.56%   |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                          | 35,900株    | 0.52%   |

(注) 持株比率は、自己株式 (66株) を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|            |       |                              |                             |
|------------|-------|------------------------------|-----------------------------|
| 株主総会の決議    |       | 平成18年9月12日                   | 平成19年3月9日                   |
| 目的となる株式の種類 |       | 普通株式                         | 普通株式                        |
| 発行価額       |       | 無償                           | 無償                          |
| 行使価額       |       | 367円                         | 367円                        |
| 新株予約権の数    |       | 480個                         | 826個                        |
| 目的となる株式の数  |       | 48,000株                      | 82,600株                     |
| 権利行使期間     |       | 平成20年9月13日から<br>平成28年9月12日まで | 平成21年3月10日から<br>平成29年3月9日まで |
| 行使の条件      |       | (注)                          | (注)                         |
| 保有状況       | 取締役   | 1名                           | 3名                          |
|            | 社外取締役 | 一名                           | 一名                          |
|            | 監査役   | 一名                           | 一名                          |

(注) 当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによっております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状況                             |
|----------|--------|------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 石黒 不二代 |                                          |
| 取締役      | 佐々木 裕彦 | デジタルマーケティング事業本部長 兼 グループ戦略室長              |
| 取締役      | 篠塚 良夫  | クラウドテクノロジー事業部長 兼 情報システム部長                |
| 取締役      | 池田 紀行  | 株式会社トライバルメディアハウス 代表取締役社長                 |
| 取締役      | 岡 俊子   | プライスウォーターハウスクーパース マーバルパートナーズ株式会社 代表取締役社長 |
| 取締役      | 佐藤 祐次  | T I S 株式会社 常務執行役員                        |
| 常勤監査役    | 寺脇 健夫  | T I S 株式会社 監査役                           |
| 監査役      | 塚原 美一  |                                          |
| 監査役      | 古田 利雄  | 弁護士法人クレア法律事務所 代表社員                       |

- (注) 1. 取締役岡俊子氏及び取締役佐藤祐次氏は、社外取締役であります。
2. 取締役池田紀行氏は、株式会社トライバルメディアハウスの代表取締役社長を兼務しておりますが、同社は当社の連結子会社であります。
3. 取締役岡俊子氏は、プライスウォーターハウスクーパース マーバルパートナーズ株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な利害関係はありません。
4. 取締役佐藤祐次氏は、T I S 株式会社の常務執行役員であります。なお、T I S 株式会社は当社の大株主であります。
5. 監査役寺脇健夫氏及び監査役古田利雄氏は、社外監査役であります。
6. 監査役寺脇健夫氏は、T I S 株式会社の監査役であります。なお、T I S 株式会社は当社の大株主であります。
7. 監査役塚原美一氏は、金融機関出身であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 監査役古田利雄氏は弁護士法人クレア法律事務所の代表社員を兼務しております。なお、同法律事務所と当社の間には特別な利害関係はありません。
9. 取締役岡俊子氏及び監査役古田利雄氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度に係る会社役員の報酬等の額

| 区 分                      | 支 給 人 員       | 支 給 額                   |
|--------------------------|---------------|-------------------------|
| 取 締 役<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 名<br>4<br>(1) | 千円<br>58,417<br>(3,600) |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 3<br>(2)      | 12,000<br>(8,400)       |
| 合 計<br>(う ち 社 外 役 員)     | 7<br>(3)      | 70,417<br>(12,000)      |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月7日開催の第7回定時株主総会において年額120百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月7日開催の第7回定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。  
 4. 当事業年度末取締役6名のうち取締役1名及び社外取締役1名は無報酬であり、上記の支給人員には含まれておりません。

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 重要な兼職の状況及び当社との関係

〔① 取締役及び監査役の状況〕に記載のとおりであります。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

|             | 活 動 状 況                                                                                                                      |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 岡 俊 子   | 当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、経営全般に対する助言、経営の効率化等について発言を行っております。                                                                  |
| 取締役 佐 藤 祐 次 | 当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、経営全般に対する助言、経営の効率化等について発言を行っております。                                                                  |
| 監査役 寺 脇 健 夫 | 当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、取締役会の意思決定の適正を確保するための発言を行っております。また、監査役会12回すべてに出席し、監査の実施状況等議案審議に必要な発言を行っております。                       |
| 監査役 古 田 利 雄 | 当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地からの助言や、取締役会の意思決定の適正を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会12回すべてに出席し、議案審議に必要な発言を行っております。 |

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに社外監査役全員は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 25,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお、平成27年3月31日現在、会計監査人との間で当該契約は締結しておりません。



## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を、取締役会において以下のとおり決議しております。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 役員及び従業員の一人一人が、当社の経営管理の基本原則を理解し、適法かつ倫理的な判断を下すことができるよう、「ネットイヤーグループ倫理規程」を定め、その周知徹底を行う。
  - (2) 取締役会規程に基づき取締役会を定期的開催し、経営に関する重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。
  - (3) 監査役会は、監査役会規程に則り、監査役会で定められた監査方針と監査計画に基づき、取締役及び従業員の職務の執行に係る監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告する。
  - (4) 経営企画会議規程に基づき、常勤取締役及び業務執行責任者から構成される経営企画会議を定期的開催し、取締役会上程事項の事前審議並びに会社及び関係会社の業務執行に関する事項の決定を行う。
  - (5) 社外取締役による経営の監督機能の強化を行う。
  - (6) 他の業務執行部門から独立した代表取締役直属の内部監査・内部統制部門としてコンプライアンス室を設置し、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。
  - (7) 内部通報制度規程を整備し、不正行為に関する通報又は相談の適正な処理の仕組みを定める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
文書規程を定め、株主総会、取締役会、経営企画会議の議事録やその他の業務執行に係る文書の保存期限、所管部門及び管理方法を適切に管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、危機管理規則を定め、当社において発生する様々な事象を伴う危機に、迅速かつ的確に対処するための危機管理体制及び対処方法を定める。
  - (2) 経営企画会議において、個別リスクの洗い出しとその評価、対応すべき優先度、リスク管理の方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングとリスク顕在化時点における対応策を行い、取締役会にその内容を適宜報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会は、中期経営計画を定めるとともに、経営資源を効率的に配分の上、年度計画を策定し、会社としての目標を明確にする。
  - (2) 取締役会は、計画及び目標達成状況のレビューを定期的に行い、必要に応じて目標及び計画の修正を行う。
  - (3) 経営企画会議は、取締役会によって定められた計画及び目標を達成するために、具体的施策を策定する。
  
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) ネットイヤーグループ倫理規程を企業集団全体に適用し、企業集団全体の法令遵守及び業務の適正を確保する。
  - (2) 関係会社管理規程を定め、子会社の重要な決議事項は事前に当社取締役会等において協議承認を行う。子会社の規程は、原則として当社規程を準用するものとし、子会社独自の規程を定める場合は、当該内容の規定の相当性につき当社が確認し、必要に応じて助言を行う。
  - (3) 子会社の取締役及び監査役には当社の取締役、監査役又は従業員を選任することにより企業集団内の情報伝達を推進する。また、当社にてそれぞれの子会社担当の取締役を定め、担当取締役は担当する子会社の業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性等の監視、監督を行うとともに、当社取締役会にその状況について定期的に報告を行う。
  - (4) 当社内部監査部門による、子会社の内部監査を行う。
  
6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び、その従業員の取締役からの独立性に関する事項
  - (1) 監査役が必要と認めた場合は、従業員を監査役の補助にあたらせる。
  - (2) 監査役補助従業員を設置した場合は、従業員の業務執行者からの独立性の確保に留意するとともに関係者に周知する。
  - (3) 監査役補助従業員の人事評価については、常勤監査役の同意を要するものとする。
  
7. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (1) 監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は経営企画会議に陪席をし、業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について把握するとともに、その内容を監査役会に報告する。

- (2) 内部通報規程を定め、不正行為に関する通報を受け付ける窓口は、常勤監査役とするとともに、内部通報者が通報又は相談したことを理由として、会社が内部通報者に対して不利益な取り扱いを行うことを一切禁止する。
  - (3) 業務執行取締役は、定期的又は監査役の求めに応じて、担当する業務のリスクについて報告する。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 代表取締役社長は、監査役会及び会計監査人と定期的な意見交換会を実施し、また、監査役が会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務を遂行できるような環境を整備する。
  - (2) 監査役は、監査費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意した上で、職務執行上必要と認める費用について会社に対して予算を提出し、原則として予算の範囲において費用を支出することができる。ただし、緊急を要する費用についてはこの限りではなく、事後的に会社に償還を請求することができ、会社は、当該請求にかかわる費用が監査役の職務執行に必要なではないことを証明した場合を除き、これを拒まないものとする。
9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- (1) 倫理規程において、当社グループ役員又は従業員は、反社会的勢力・団体とは一切の関係をもち、また、関係の遮断のための取り組みを進めていく旨を規定し、反社会的勢力・団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応する。
  - (2) 反社会的勢力対応マニュアルを定め、反社会的勢力の排除を徹底する。
10. 財務報告の適正性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。
- (注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月11日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部              |                  | 負 債 の 部                |                  |
|----------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目                  | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>2,947,890</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>1,220,339</b> |
| 現金及び預金               | 1,463,732        | 買掛金                    | 384,123          |
| 受取手形及び売掛金            | 1,271,205        | 1年内返済予定の長期借入金          | 116,712          |
| 仕掛品                  | 69,617           | 未払金                    | 125,858          |
| 原材料及び貯蔵品             | 508              | 未払法人税等                 | 131,170          |
| 繰延税金資産               | 81,353           | 未払消費税等                 | 168,185          |
| その他                  | 61,474           | 賞与引当金                  | 175,850          |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>405,096</b>   | その他                    | 118,438          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>89,980</b>    | <b>固 定 負 債</b>         | <b>159,821</b>   |
| 建物                   | 52,454           | 長期借入金                  | 149,359          |
| 器具及び備品               | 37,526           | 繰延税金負債                 | 140              |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>125,205</b>   | その他                    | 10,321           |
| のれん                  | 54,732           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>1,380,161</b> |
| ソフトウェア               | 70,348           | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| その他                  | 124              | <b>株 主 資 本</b>         | <b>1,959,229</b> |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>189,910</b>   | 資本金                    | 544,249          |
| 投資有価証券               | 66,054           | 資本剰余金                  | 625,303          |
| 敷金・保証金               | 112,577          | 利益剰余金                  | 789,699          |
| 繰延税金資産               | 9,851            | 自己株式                   | △23              |
| その他                  | 1,427            | その他の包括利益累計額            | 284              |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>3,352,986</b> | その他有価証券評価差額金           | 284              |
|                      |                  | <b>少 数 株 主 持 分</b>     | <b>13,311</b>    |
|                      |                  | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>1,972,825</b> |
|                      |                  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>3,352,986</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額     |           |
|----------------|---------|-----------|
| 売上高            |         | 7,239,355 |
| 売上原価           |         | 5,744,755 |
| 売上総利益          |         | 1,494,600 |
| 販売費及び一般管理費     |         | 1,051,697 |
| 営業利益           |         | 442,902   |
| 営業外収益          |         |           |
| 受取利息及び配当金      | 1,120   |           |
| 受取賃貸料          | 5,580   |           |
| その他            | 4,419   | 11,119    |
| 営業外費用          |         |           |
| 支払利息           | 4,621   |           |
| 支払手数料          | 750     |           |
| その他            | 1,824   | 7,195     |
| 経常利益           |         | 446,826   |
| 特別損失           |         |           |
| 減損損失           | 187,926 | 187,926   |
| 税金等調整前当期純利益    |         | 258,900   |
| 法人税、住民税及び事業税   | 181,793 |           |
| 法人税等調整額        | △239    | 181,554   |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |         | 77,345    |
| 少数株主利益         |         | 3,361     |
| 当期純利益          |         | 73,983    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                              | 株主資本    |         |         |      |           |
|------------------------------|---------|---------|---------|------|-----------|
|                              | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金   | 自己株式 | 株主資本合計    |
| 当連結会計年度期首残高                  | 540,206 | 621,266 | 737,840 | △23  | 1,899,289 |
| 当連結会計年度変動額                   |         |         |         |      |           |
| 新株の発行(新株予約権の行使)              | 4,042   | 4,037   |         |      | 8,080     |
| 剰余金の配当                       |         |         | △22,124 |      | △22,124   |
| 当期純利益                        |         |         | 73,983  |      | 73,983    |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額(純額) |         |         |         |      |           |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 4,042   | 4,037   | 51,859  | —    | 59,939    |
| 当連結会計年度末残高                   | 544,249 | 625,303 | 789,699 | △23  | 1,959,229 |

|                              | その他の包括利益累計額      |                   | 少数株主持分 | 純資産合計     |
|------------------------------|------------------|-------------------|--------|-----------|
|                              | その他有価証券<br>評価差額金 | その他の包括<br>利益累計額合計 |        |           |
| 当連結会計年度期首残高                  | 9                | 9                 | 9,949  | 1,909,249 |
| 当連結会計年度変動額                   |                  |                   |        |           |
| 新株の発行(新株予約権の行使)              |                  |                   |        | 8,080     |
| 剰余金の配当                       |                  |                   |        | △22,124   |
| 当期純利益                        |                  |                   |        | 73,983    |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額(純額) | 275              | 275               | 3,361  | 3,636     |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 275              | 275               | 3,361  | 63,576    |
| 当連結会計年度末残高                   | 284              | 284               | 13,311 | 1,972,825 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称 ネットイヤークラフト株式会社  
株式会社トライバルメディアハウス  
株式会社日本技芸

当社の連結子会社であったネットイヤーゼロ株式会社は、平成26年4月1日付で当社と合併したことに  
より、連結の範囲から除外しております。

##### ② 主要な非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 Tribal Media House Technology Lab Company Limited

##### ③ 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・非連結子会社の名称 Tribal Media House Technology Lab Company Limited
- ・関連会社の名称 株式会社インデックス・アイ

##### ② 持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### 1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- イ. 満期保有目的の債券 原価法
- ロ. その他有価証券
  - ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ・時価のないもの 移動平均法による原価法

- 2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- イ. 仕掛品 個別法による原価法  
(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
- ロ. 原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法による原価法  
(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産 定率法によっております。  
(ただし、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については定額法)  
(主な耐用年数)
- |        |       |
|--------|-------|
| 建物     | 3～15年 |
| 器具及び備品 | 3～15年 |
- ロ. 無形固定資産 定額法によっております。  
・市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存販売期間(3年以内)に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。  
・自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3～5年)に基づいております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。
- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支払見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ハ. 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えて、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、決算日以降に発生が見込まれる損失を引当計上することとしております。
- ④ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ⑤ のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、5年間で均等償却し、重要性の乏しいものは発生時に一括償却しております。
- ⑥ 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。



## 2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払消費税等」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「未払消費税等」は39,888千円であります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 124,646千円

## 4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

### ① 減損損失を認識した資産グループの概要

| 用途 | 種類  | 場所     | 減損損失(千円) |
|----|-----|--------|----------|
| —  | のれん | 東京都中央区 | 187,926  |

### ② 減損損失の認識に至った経緯

当連結会計年度において、当社連結子会社である株式会社日本技芸の株式取得時に発生したのれんにつきまして、同社における受託制作分野の収益性の低下、また同社の主力製品であるクラウド型グループウェア「rakumo」に関する競合の動向、代理店等の営業状況、製品開発状況等を鑑み、株式取得時に想定していたスピードでの成長は困難と判断し、回収可能価額を慎重に検討した結果、減損損失を認識しております。

### ③ 資産のグルーピングの方法

当社グループは、管理会計上の単位を資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングを行っております。

### ④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローを12.0%で割り引いて算定しております。

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 6,807,600株    | 46,200株      | 一株           | 6,853,800株   |

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権の権利行使によるものです。

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

平成26年6月26日開催の第15回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 22,124千円
- ・ 1株当たり配当額 3.25円
- ・ 基準日 平成26年3月31日
- ・ 効力発生日 平成26年6月27日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成27年6月25日開催の第16回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 22,274千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 3.25円
- ・ 基準日 平成27年3月31日
- ・ 効力発生日 平成27年6月26日

### (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

|            | 平成18年9月12日<br>臨時株主総会決議<br>平成18年9月26日<br>取締役会決議分 | 平成19年3月9日<br>臨時株主総会決議<br>平成19年3月9日<br>取締役会決議分 |
|------------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式                                            | 普通株式                                          |
| 目的となる株式の数  | 48,000株                                         | 98,400株                                       |
| 新株予約権の残高   | 480個                                            | 984個                                          |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、事業投資機会までの待機資金として、安全性を優先に流動性を確保しながら機会損失を軽減することを目的に、主に短期的な預金での運用のほか、発行体の信用リスクの低い有価証券で運用しております。資金調達については、必要時には様々な調達手段の中から事業環境や市場環境に応じた最適な手段を選択することとしております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金・保証金は、主に本社を賃借する際に支出したものであり、差入先の信用リスクが存在します。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヵ月程度の支払期日であります。

借入金は、安定的な資金残高を確保するための資金調達であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制としています。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場価格の変動リスクの管理

当社は、資金運用管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                         | 連結貸借対照表<br>計上額(*) | 時価(*)     | 差額      |
|-------------------------|-------------------|-----------|---------|
| ① 現金及び預金                | 1,463,732         | 1,463,732 | —       |
| ② 受取手形及び売掛金             | 1,271,205         | 1,271,205 | —       |
| ③ 投資有価証券                |                   |           |         |
| イ. 満期保有目的の債券            | 50,000            | 50,396    | 396     |
| ロ. その他有価証券              | 1,840             | 1,840     | —       |
| ④ 敷金・保証金                | 112,577           | 85,428    | △27,148 |
| ⑤ 買掛金                   | (384,123)         | (384,123) | —       |
| ⑥ 未払金                   | (125,858)         | (125,858) | —       |
| ⑦ 未払消費税等                | (168,185)         | (168,185) | —       |
| ⑧ 長期借入金<br>(1年内返済予定を含む) | (266,071)         | (266,071) | —       |

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

④ 敷金・保証金

時価については、本社の敷金から将来の発生が予想される原状回復費見込額を控除したものに對し、賃貸借契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

⑤ 買掛金、⑥ 未払金及び⑦ 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑧ 長期借入金(1年内返済予定を含む)

これらの時価は、元利金の合計額を連結決算日に同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 子会社株式(連結貸借対照表計上額6,013千円)、関連会社株式(連結貸借対照表計上額8,200千円)

は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券」には含めておりません。

**7. 1株当たり情報に関する注記**

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 285円90銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 10円81銭  |

**8. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部                |                  |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>2,397,460</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>989,666</b>   |
| 現金及び預金                 | 1,241,822        | 買掛金                    | 415,419          |
| 受取手形                   | 17,880           | 1年内返済予定の長期借入金          | 106,656          |
| 売掛金                    | 965,205          | 未払金                    | 98,029           |
| 仕掛品                    | 51,703           | 未払費用                   | 15,347           |
| 原材料及び貯蔵品               | 109              | 未払法人税等                 | 112,099          |
| 前払費用                   | 38,791           | 未払消費税等                 | 110,351          |
| 繰延税金資産                 | 57,400           | 前受金                    | 1,028            |
| その他                    | 24,546           | 預り金                    | 11,155           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>521,345</b>   | 賞与引当金                  | 118,177          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>89,299</b>    | 受注損失引当金                | 49               |
| 建物                     | 52,454           | その他の他                  | 1,352            |
| 器具及び備品                 | 36,845           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>129,379</b>   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>3,227</b>     | 長期借入金                  | 118,917          |
| ソフトウェア                 | 3,227            | 繰延税金負債                 | 140              |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>428,817</b>   | その他                    | 10,321           |
| 投資有価証券                 | 51,840           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>1,119,046</b> |
| 関係会社株式                 | 154,400          | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| 長期貸付金                  | 110,000          | 株 主 資 本                | <b>1,799,474</b> |
| 敷金・保証金                 | 112,577          | 資 本 金                  | <b>544,249</b>   |
| その他                    | 0                | 資 本 剰 余 金              | <b>625,303</b>   |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>2,918,805</b> | 資本準備金                  | 579,820          |
|                        |                  | その他資本剰余金               | 45,483           |
|                        |                  | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>629,944</b>   |
|                        |                  | その他利益剰余金               | 629,944          |
|                        |                  | 繰越利益剰余金                | 629,944          |
|                        |                  | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△23</b>       |
|                        |                  | 評価・換算差額等               | <b>284</b>       |
|                        |                  | その他有価証券評価差額金           | 284              |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>1,799,759</b> |
|                        |                  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>2,918,805</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成26年 4 月 1 日から  
平成27年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 5,772,360 |
| 売 上 原 価               |         | 4,680,788 |
| 売 上 総 利 益             |         | 1,091,572 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 638,642   |
| 営 業 利 益               |         | 452,929   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 32,233  |           |
| 受 取 賃 貸 料             | 12,282  |           |
| そ の 他                 | 1,704   | 46,219    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 3,706   |           |
| 賃 貸 費 用               | 5,481   |           |
| 支 払 手 数 料             | 750     |           |
| そ の 他                 | 148     | 10,086    |
| 経 常 利 益               |         | 489,062   |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 315,170 | 315,170   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 173,892   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 146,418 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △2,930  | 143,487   |
| 当 期 純 利 益             |         | 30,405    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株主資本    |         |                  |                 |                             |                 |     | 自己株式      | 株主資本<br>合計 |
|--------------------------|---------|---------|------------------|-----------------|-----------------------------|-----------------|-----|-----------|------------|
|                          | 資本金     | 資本剰余金   |                  |                 | 利益剰余金                       |                 |     |           |            |
|                          |         | 資本準備金   | その他<br>資本<br>剰余金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | その他<br>利益剰余金<br>繰越<br>利益剰余金 | 利益<br>剰余金<br>合計 |     |           |            |
| 当 期 首 残 高                | 540,206 | 575,782 | 45,483           | 621,266         | 621,663                     | 621,663         | △23 | 1,783,113 |            |
| 当 期 変 動 額                |         |         |                  |                 |                             |                 |     |           |            |
| 新株の発行 (新株予約権の行使)         | 4,042   | 4,037   |                  | 4,037           |                             |                 |     | 8,080     |            |
| 剰 余 金 の 配 当              |         |         |                  |                 | △22,124                     | △22,124         |     | △22,124   |            |
| 当 期 純 利 益                |         |         |                  |                 | 30,405                      | 30,405          |     | 30,405    |            |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額 (純額) |         |         |                  |                 |                             |                 |     |           |            |
| 当 期 変 動 額 合 計            | 4,042   | 4,037   | —                | 4,037           | 8,280                       | 8,280           | —   | 16,360    |            |
| 当 期 末 残 高                | 544,249 | 579,820 | 45,483           | 625,303         | 629,944                     | 629,944         | △23 | 1,799,474 |            |

|                          | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計     |
|--------------------------|--------------|------------|-----------|
|                          | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 当 期 首 残 高                | 9            | 9          | 1,783,123 |
| 当 期 変 動 額                |              |            |           |
| 新株の発行 (新株予約権の行使)         |              |            | 8,080     |
| 剰 余 金 の 配 当              |              |            | △22,124   |
| 当 期 純 利 益                |              |            | 30,405    |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額 (純額) | 275          | 275        | 275       |
| 当 期 変 動 額 合 計            | 275          | 275        | 16,636    |
| 当 期 末 残 高                | 284          | 284        | 1,799,759 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- |                      |                                                        |
|----------------------|--------------------------------------------------------|
| ① 満期保有目的の債券          | 原価法                                                    |
| ② 関係会社株式             | 移動平均法による原価法                                            |
| ③ その他有価証券<br>時価のあるもの | 決算日の市場価格等にもとづく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |

##### 2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- |            |                                                       |
|------------|-------------------------------------------------------|
| ① 仕掛品      | 個別法による原価法<br>(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)     |
| ② 原材料及び貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法<br>(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。  
(ただし、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法）

(主な耐用年数)

|        |       |
|--------|-------|
| 建物     | 3～15年 |
| 器具及び備品 | 3～15年 |

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。

(主な耐用年数)

|             |      |
|-------------|------|
| 自社利用のソフトウェア | 3～5年 |
|-------------|------|

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支払見込額の当事業年度負担額を計上しております。

##### ③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えて、当事業年度末時点で将来の損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、決算日以降に発生が見込まれる損失を引当計上しております。

#### (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し換算差額は損益として処理しております。

#### (5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額     | 119,301千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |           |
| ① 短期金銭債権               | 27,799千円  |
| ② 長期金銭債権               | 110,000千円 |
| ③ 短期金銭債務               | 168,613千円 |

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|              |           |
|--------------|-----------|
| ① 営業取引による取引高 |           |
| ・売上高         | 400千円     |
| ・仕入高         | 907,469千円 |
| ② 営業取引以外の取引高 | 43,445千円  |

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 66株         | 一株         | 一株         | 66株        |

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

|              | (千円)     |
|--------------|----------|
| 繰延税金資産       |          |
| 関係会社株式       | 111,627  |
| 賞与引当金        | 39,116   |
| 未払事業税        | 10,618   |
| 未払費用         | 6,220    |
| 未払事業所税       | 1,326    |
| 受注損失引当金      | 16       |
| その他          | 1,992    |
| 繰延税金資産小計     | 170,919  |
| 評価性引当額       | △113,518 |
| 繰延税金資産合計     | 57,400   |
| 繰延税金負債       |          |
| その他有価証券評価差額金 | 140      |
| 繰延税金負債合計     | 140      |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異原因となった主な項目別内訳

|                       | (%)   |
|-----------------------|-------|
| 法定実効税率                | 35.6  |
| (調整)                  |       |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目    | 2.5   |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目  | △6.1  |
| 住民税均等割額               | 1.7   |
| 評価性引当額の増加             | 65.6  |
| 税率変更等による期末繰延税金資産の減額修正 | 2.5   |
| 所得拡大促進税制による税額控除       | △12.7 |
| 合併による繰越欠損金の引継         | △6.5  |
| その他                   | △0.1  |
| 税効果会計適用後の法人税等負担率      | 82.5  |

### (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が4,393千円減少し、法人税等調整額が4,404千円増加しております。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 属 性  | 会社等の名称                   | 議決権等の<br>所有    | 関連当事者<br>との関係  | 取引の内容                 | 取引金額<br>(注3) | 科 目   | 期末残高<br>(注3) |
|------|--------------------------|----------------|----------------|-----------------------|--------------|-------|--------------|
| 子会社  | ネットイヤーク<br>ラフト株式会社       | 所有<br>直接100.0% | 役員の兼任          | 制作・運用<br>の委託<br>(注1)  | 711,379      | 買掛金   | 128,244      |
|      |                          |                |                | 配当金の受<br>取            | 30,000       | —     | —            |
|      |                          |                |                | 賃貸収入                  | 4,617        | 未収入金  | 375          |
| 子会社  | 株式会社トライ<br>バルメディアハ<br>ウス | 所有<br>直接 92.5% | 役員の兼任          | ASPの仕入<br>(注1)        | 155,191      | 買掛金   | 15,172       |
|      |                          |                |                |                       |              | 未払金   | 54           |
|      |                          |                |                | 賃貸収入                  | 1,791        | 未収入金  | 171          |
| 子会社  | 株式会社日本技<br>芸             | 所有<br>直接 51.0% | 資金の援助<br>役員の兼任 | 制作・運用<br>の委託<br>(注1)  | 27,392       | 買掛金   | 6,137        |
|      |                          |                |                |                       |              | 未払金   | 16,200       |
|      |                          |                |                | 資金の貸付<br>(注2)         | 60,000       | 長期貸付金 | 110,000      |
|      |                          |                |                | 利息の受取                 | 1,163        | —     | —            |
|      |                          |                | 賃貸収入           | 294                   | 未収入金         | 48    |              |
| 関連会社 | 株式会社インデ<br>ックス・アイ        | 所有<br>間接 34.1% | 役員の兼任          | リサーチ業<br>務の委託<br>(注1) | 4,230        | 買掛金   | 864          |
|      |                          |                |                | 賃貸収入                  | 5,580        | 未収入金  | 501          |

(注1) 委託取引及び仕入については、市場の実勢価格等を勘案して発注先及び価格を決定しております。

(注2) 株式会社日本芸芸に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりま  
す。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

262円60銭

(2) 1株当たり当期純利益

4円44銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

ネットイヤーグループ株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

|                        |       |           |   |
|------------------------|-------|-----------|---|
| 指定有限責任<br>社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中 桐 光 康   | Ⓔ |
| 指定有限責任<br>社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山 野 辺 純 一 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ネットイヤーグループ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネットイヤーグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

ネットイヤーグループ株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

|              |       |           |   |
|--------------|-------|-----------|---|
| 指定有限責任<br>社員 | 公認会計士 | 中 桐 光 康   | Ⓔ |
| 業務執行社員       |       |           |   |
| 指定有限責任<br>社員 | 公認会計士 | 山 野 辺 純 一 | Ⓔ |
| 業務執行社員       |       |           |   |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ネットイヤーグループ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、コンプライアンス室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

ネットイヤーグループ株式会社 監査役会

|                  |         |   |
|------------------|---------|---|
| 常勤監査役<br>(社外監査役) | 寺 脇 健 夫 | Ⓔ |
| 監査役              | 塚 原 美 一 | Ⓔ |
| 監査役<br>(社外監査役)   | 古 田 利 雄 | Ⓔ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を行っていくという当社の基本方針のもと、今後の事業展開等も勘案した上で、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金3円25銭といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は22,274,635円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年6月26日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- ① 将来における機動的な資本政策のため、現行定款第6条の発行可能株式総数を25,000,000株に変更するものであります。
- ② 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、当該取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条および第37条を変更するものであります。また、これらの条文の変更に伴い、現行定款第41条の文言を変更するものであります。

なお、定款第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。



## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第6条 (発行可能株式総数)<br/> <u>当社の発行可能株式総数は、18,434,200株とする。</u></p> <p>第29条 (社外取締役の責任限定契約)<br/> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任に関し、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第37条 (社外監査役の責任限定契約)<br/> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任に関し、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第41条 (会計監査人の責任限定契約)<br/> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項の賠償責任に関し、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> | <p>第6条 (発行可能株式総数)<br/> <u>当社の発行可能株式総数は、25,000,000株とする。</u></p> <p>第29条 (取締役の責任限定契約)<br/> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第37条 (監査役の責任限定契約)<br/> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第41条 (会計監査人の責任限定契約)<br/> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> |

### 第3号議案 取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって取締役佐藤祐次氏が辞任により退任いたしますので、取締役1名の補欠選任をお願いするものであります。

なお、本取締役候補者は、取締役佐藤祐次氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| いしいかつひこ<br>石井克彦<br>(昭和28年11月5日生) | 平成13年10月 ソラン株式会社(現TIS(株))入社<br>平成19年6月 同社取締役執行役員 経営企画本部担当<br>平成20年4月 同社取締役執行役員 コンプライアンス室・プロジェクト管理室担当<br>平成21年4月 同社取締役執行役員 金融ソリューション第一事業本部・金融ソリューション第二事業本部担当<br>平成22年4月 同社取締役執行役員 首都圏事業統括本部副統括本部長<br>平成23年4月 TIS株式会社常務執行役員 金融事業統括本部金融第2事業本部長兼フィナンシャル第3事業本部長<br>平成23年10月 同社常務執行役員 フィナンシャル事業本部副本部長<br>平成24年4月 同社常務執行役員 コーポレート本部副本部長<br>平成25年7月 同社常務執行役員 コーポレート本部副本部長兼同本部コンプライアンス統括部長<br>平成26年4月 同社常務執行役員<br>コーポレート本部長(現任)<br>平成27年4月 TISビジネスコンサルタンツ株式会社 代表取締役社長(現任) | -株         |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 石井克彦氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 石井克彦氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏がこれまで会社経営並びに事業経営で培われた豊富なビジネス経験と幅広い識見を活かし、客観的な視点から当社の経営全般に様々なご指導を頂けると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。  
 4. 当社は、石井克彦氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、定款第29条に定める責任限定契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役古田利雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式数 |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ふるたとしお<br>古田利雄<br>(昭和37年2月4日生) | 平成5年4月 古田利雄法律事務所設立<br>平成14年4月 弁護士法人古田アンドアソシエイツ法律事務所へ組織変更 代表社員<br>平成19年9月 ナノキャリア株式会社社外監査役(現任)<br>平成19年9月 株式会社キャンバス社外監査役(現任)<br>平成20年7月 弁護士法人クレア法律事務所へ名称変更 代表社員(現任)<br>平成21年6月 当社社外監査役(現任)<br>平成26年11月 株式会社トランザクション社外取締役(現任) | -株         |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 古田利雄氏は、社外監査役候補者であります。
3. 古田利雄氏は弁護士の資格を持ち、国内他企業の社外取締役、社外監査役を歴任されており、その豊富なご経験から当社の経営判断における高度な法律面からのアドバイスを現在までいただいております。また今後も頂けるものと期待できますので、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
4. 古田利雄氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
5. 当社は、古田利雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額内としており、古田利雄氏が再任された場合には、同氏との間で会社法423条第1項に関する責任について、定款37条に定める責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、古田利雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区日本橋室町2-1-1  
マンダリン オリエンタル 東京 3階「リンデンルーム」  
電話 03-3270-8800



## 交通機関

|           |                            |
|-----------|----------------------------|
| 東京メトロ半蔵門線 | 「三越前駅」A7・A8番出口直結           |
| 東京メトロ銀座線  | 「日本橋駅」より徒歩7分               |
| 東京メトロ東西線  |                            |
| 都営浅草線     |                            |
| JR総武本線    | 「新日本橋駅」地下通路直結              |
| JR線各線     | 「東京駅」より徒歩8分<br>「神田駅」より徒歩7分 |

◎当日はノー・ネクタイのクールビズスタイルにて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。